

# 岐南町 AI オンデマンド交通運行業務プロポーザル実施要領

## 1 事業の目的

現在、岐南町（以下「町」という。）において運行しているコミュニティタクシーについては、令和7年度までに実施したアンケート及びワークショップから、「事前予約と予約確認の2回の電話が必要であること」、「1時間単位の運行で予約時間も1時間刻みで便数が少ない」等の課題が浮かび上がっている。

これらの課題解決のため、AI を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車、運行ルートの設定等を行うシステムを用いたデマンドタクシーの実証運行を実施することで、利便性や採算性の観点から現行のコミュニティタクシーと比較した AI オンデマンド交通の有用性等について、比較検証するとともに本町における最適な運行方法を確立させることにより、本格運行へ移行するために、公募型プロポーザル方式により参加申込者に提案を求め、最も適した事業者を選定することを目的とする。

## 2 事業の概要

### (1) 事業の名称

岐南町 AI オンデマンド交通運行業務

### (2) 内容

別添岐南町 AI オンデマンド交通運行業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 履行期間

協定締結の日から令和9年3月31日まで

### (4) 事業に要する費用

上限額 7,120,000 円（税込）

## 3 参加資格要件

参加表明者は、次の各号を満たす者であること。

(1) 本業務に関する十分な実績及び能力を有している者。また、これまでに他自治体等において、本業務に準ずる業務を元請として受託した実績があり、現在も安定運用している者。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

②会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者。

- ③国税及び地方税を滞納している者
- ④団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条（私的独占又は不当な取引制限）又は第 8 条第 1 号（一定の取引分野における競争を実質的に制限）に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者。
- ⑤地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2、第 142 条、第 166 条及び第 180 条の 5 に該当する者。
- ⑥岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領（昭和 61 年 12 月 1 日施行）の規定による入札参加資格停止の期間中である者。
- ⑦岐南町建設工事請負契約に係る資格停止等措置要領（平成 9 年 7 月 1 日施行）の規定による入札参加資格停止の期間中である者。
- ⑧岐南町が行う契約及び交付する補助金からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年 9 月 30 日決裁）の規定による入札参加資格停止措置の期間中である者。
- ⑨岐南町暴力団排除条例（平成 24 年岐南町条例第 6 号）第 6 条に規定する排除措置の対象である者。
- ⑩暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団に該当する者。
- ⑪法人として反社会的団体又はその団体や構成員の統制の下にある者。

#### 4 参加に関する留意事項

- (1) 参加表明者は、参加表明書等の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 参加に関して必要な費用は、参加表明者の負担とする。
- (3) 参加表明書等及び提案書等（以下「応募書類」という。）の著作権は、参加表明者に帰属する。ただし、採用した応募書類の著作権は、町に帰属する。採用・不採用に関わらず、町は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できる。
- (4) 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (5) 応募書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっていない

る意匠、デザイン、施行方法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

(6) 参加表明後に辞退する場合は、理由を付した辞退届（任意様式）を提出すること。

(7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、岐南町情報公開条例（平成12年岐南町条例第15号）に基づき、応募書類を公開することがある。

## 5 スケジュール

項目	日程
公告	令和8年4月1日（水）
質問受付期間	令和8年4月1日（水）～4月10日（金）午後4時
質問回答	令和8年4月17日（金）まで
参加表明書等提出期間	令和8年4月1日（水）～4月24日（金）午後4時
参加資格確認通知書発送	令和8年5月1日（金）まで
提案書等提出期間	令和8年5月13日（水）午後4時
審査委員会開催通知発送	令和8年5月18日（月）まで
審査委員会の開催	令和8年5月下旬頃
結果通知書送付	令和8年5月下旬～6月上旬頃
業務仕様についての協議	令和8年5月下旬～6月上旬頃
協定締結	令和8年6月上旬頃

## 6 参加表明

本プロポーザルへの参加表明者は、下記のとおり書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ①公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1号）
- ②法人等概要書（別紙様式1）
- ③業務実績書（別紙様式2）
- ④直近3年分の国税（納税証明書その3の3）及び地方税（法人住民税及び法人事業税）の納税証明書（本社・本店分のみ提出。ただし、支社・支店が参加表明する場合は、支社・支店分を含む。）

※提出日前3か月以内のものに限る。

※3年分提出できない場合は、提出できる範囲内で提出すること。

※納税義務がない場合は、理由を付した書類を提出すること。

⑤履歴事項全部証明書

※提出日前3か月以内のものに限る。

⑥定款

(2) 提出期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月24日(金)まで(必着)

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後4時まで)

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、岐南町役場の開庁日に限る。

※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 提出部数

1部

(5) 提出先

〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町基盤整備部くらし安全課

TEL：058-247-1360

(6) 参加資格の確認及び結果の通知

「(1) 提出書類」により、参加資格要件を満たしているかについて確認し、その結果を「公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書(様式第2号)」により、令和8年5月1日(金)までに発送する。

なお、参加資格要件を満たすことができなかった参加表明者に対しては、理由を記載し通知する。

## 7 質問等

本業務に関する質問等がある場合は、次のとおり受付し、回答する。なお、軽微な事項(実施要領や仕様書の記載内容の確認等)については、その都度回答することがある。

(1) 質問の提出方法

質問事項等を記載した質問書(別紙様式3)を(3)の提出先に、持参、郵送又は電子メールにて提出すること。

※持参の場合は、岐南町役場の開庁日に限る。

※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

※メールの場合は、必ず電話で受信の確認を行うものとする。

※口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期間

令和8年4月1日（水）午前9時から令和8年4月10日（金）午後4時まで（必着）

（3）提出先

〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町基盤整備部くらし安全課

TEL：058-247-1360

Mail：bousai@town.ginan.lg.jp

（4）回答方法

本町のホームページに回答を掲載する。

（5）回答時期

令和8年4月17日（金）まで

## 8 提案書

### （1）提出書類

参加資格確認通知を受けた者は、下記のとおり書類を提出すること。

①提案書等提出届（別紙様式4）

②提案書（任意様式）

ア提案書の内容

（ア）10（4）に定める岐南町 AI オンデマンド交通運行業務プロポーザル審査基準」の審査項目に基づくこと。

（イ）仕様書に定められた業務内容の進め方やスケジュール等について詳細を記載すること。

（ウ）現行のコミュニティタクシーの制度、実績を参照しつつ、AI オンデマンド交通運行業務開始後の事業効果及び目標値について記入すること。

（エ）仕様書は、最低限必要と考えている事項を記載したものであり、参加表明者は、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的な提案をすること。

イ用紙は原則A4判とし、両面カラー印刷とすること。

ウページ番号、インデックスを付与すること。

③事業実施体制（別紙様式5）

④業務工程表（任意様式）

⑤見積書（別紙様式6）

ア見積金額は税抜き表示とすること。

イ内訳書を添付すること。

(必要項目については、別添仕様書を参考にすること)

令和9年度に道路運送法第4条による本格運行を実施する場合に想定される費用を併記し、その内訳書も添付すること。

(2) 提出期間

令和8年5月1日(金)～令和8年5月13日(水)午後4時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、岐南町役場の開庁日に限る。

※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 提出部数

正本1部 副本8部

(5) 提出先

6(5)に同じ

(6) その他

①提案書等は、提出期間内に限り補正することができる。提出期間終了後は変更することができないものとし、また、その理由如何に関わらず応募書類の返却はしない。

②提案した内容は、実現を約束したものとみなす。

## 9 失格要件

参加表明書等を提出してから受注候補者が特定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外し、その旨を、理由を付して文書で通知する。

- (1) 「3. 参加資格要件」を満たさないこととなったとき
- (2) 「4. 参加表明者の制限」のいずれかに該当することとなったとき
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき
- (5) 「2. 事業の概要」に定める上限額を超えて、提案を行った場合
- (6) 参加表明書等若しくは提案書類等について、又は審査過程において虚偽や重大な瑕疵が判明した場合
- (7) 本プロポーザルの審査委員会の委員及び事務局関係者に直接・間接を問わず、助言を求め、又は不正な接触を行った場合
- (8) ほかの参加表明者に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求め、又は接触を行った場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (10) その他、著しく信義に反する行為があった場合

## 10 審査

### (1) 審査委員会

本プロポーザルの審査は、岐南町 AI オンデマンド交通運行業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

### (2) 審査方法

審査委員会は、提案書、提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答をもとに総合的に評価する。

なお、複数の事業者から提案があった場合は、提案書による事前審査を行うことがある。

### (3) プレゼンテーション及び質疑応答

#### ① 実施日時及び場所

提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答の実施日時及び場所は別途通知する。

#### ② プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施方法

プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番については、町が指定することとし、各提案者の持ち時間は次のとおりとする。

プレゼンテーション：20 分以内 ヒアリング審査：30 分程度

#### ③ プレゼンテーションにおける提案方法について

プレゼンテーション時において、大型ディスプレイに提案内容の画像等を投影し、プレゼンテーションを行うことができる。なお、プレゼンテーションでは、すでに提出した提案書等から内容を変更又は資料を追加することはできない。

#### ④ プレゼンテーション時における機器の貸出しについて

大型ディスプレイの貸出しは行うが、パソコン等は事業者が持参すること。

#### ⑤ 審査委員会については、非公開とする。

### (4) 審査基準・採点基準

審査における評価項目、評価基準及び配点は、別表のとおりとする。

審査委員会は、別表に従い評価を行い、採点し、各審査委員会委員が採点した総点数を合計した点数（総合点）により、各提案者の順位を決定する。

### (5) 結果の公表

町は、審査結果に基づき受注候補者を特定し、全提案者に「公募型プロポーザル方式結果通知書（様式第5号）」にて通知するほか、受注候補者の名称、総合点等を町ホームページで公表する。

### (6) その他

- ① 最も高い総合点を獲得した者が複数ある場合は、「見積書(別紙様式6)」における見積額が最も安価な者を第1位とする。  
なお、見積額についても同額の場合は、8(1)⑤ウに記載の本格運行に係る見積額が最も安価な者を第1位とする。
- ② 審査の経過等審査に関する問い合わせには応じない。また、異議申し立ては認めない。

## 11 協定の締結

- (1) 町は受注候補者と、協定締結の交渉を行う。
- (2) 交渉が不調のとき又は9失格要件に該当することが判明した場合は、次に総合点の高い者から順に交渉を行い、合意に達した者と協定を締結する。
- (3) 受注候補者で、岐南町契約規則(昭和41年岐南町規則第5号)第21条の2に規定する入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に未登録の者、又は当該業務に対応するとして定めた種目について登録が認められていない者は、協定締結時までに資格者名簿に登録されること。
- (4) 協定締結において、仕様書は、現時点での暫定的なものであり、受注候補者の提案内容等に応じて町と協議して最終決定する。

## 12 問合せ先

岐南町 基盤整備部 暮らし安全課  
〒501-6197 羽島郡岐南町八剣7丁目107番地  
TEL：058-247-1360(直通)  
FAX：058-214-3221  
Mail：bousai@town.ginan.lg.jp